

1. 2014年4月1日からの郵便料金改定に伴い、
秘書ハンドブック P135 「(2) 特殊取り扱い郵便」につきまして、記載内容を下記のように読み替えてご利用ください。

種類	区別	段階	料金	内容		
書留	通常郵便物	現金	損害要償額 1万円まで	<u>430円</u>	引受から配達までを記録し、紛失や破損した場合に、損害賠償額の範囲内で賠償を受けられる 手紙を同封してもよい	
			損害要償額 1万円を超える 5千円までごとに	<u>10円増</u>		
		一般書留(現金以外)	損害要償額 10万円まで	<u>430円</u>		現金以外の重要な書類や小切手などの有価証券を送るときに使う *損害要償額 500万円まで
			損害要償額 10万円を超える 5万円までごとに	<u>21円増</u>		
簡易書留	損害要償額 5万円まで	<u>310円</u>	書類を確実に届けたいときに使う *損害要償額 5万円まで			
速達	通常郵便物	250g まで	<u>280円</u>	至急相手先に届けたい場合に用いる 差し出すときに、はがきや封筒の上部に「速達」の朱印を押すか、右上辺に赤い一本線を引く		
		250g を超える 1kg まで	<u>380円</u>			
		1kg を超える 4kg まで	<u>650円</u>			
	小包郵便物	2kg まで	<u>320円</u>			
		2kg 超	<u>470円</u>			
※ 引受時刻証明			<u>310円</u>	郵便局に差し出した時刻の証明が必要な場合に使う(例:特許権など発送時刻が権利の取得に影響を与える場合)		
※ 配達証明	差し出しの際		<u>310円</u>	配達された月日の証明が必要な場合に使う重要な文書の授受に利用される		
	差し出しの後		<u>430円</u>			
※ 内容証明	謄本 1枚		<u>430円</u>	法律上の権利義務に関する各種の催告・通知請求のとき、文書の内容を証明するために使う原本のほかに写しを 2部取り、1部ずつ差出人と郵便局が保管する		
	謄本 1枚を超える 1枚増すごとに		<u>260円増</u>			
	謄本閲覧		<u>430円</u>			
代金引換		引換金額 200万円まで 引換金額 30万円以下の場合には簡易書留や普通扱いでも利用できる	<u>260円</u>	郵便物を渡すとき、差出人の指定した金額を受取人から預かり、郵便局が差出人に返送するもの		

裏面に続く

5.郵便の知識の「(2) 特殊取り扱い郵便」の記載以外の変更箇所は下記の通りです。

頁	該当箇所	改定前	改定後
134	(1) 郵便物の種類 郵便物—小包郵便物 に続く記載内容	<p>エクスバック</p> <p>…ボール紙製の専用封筒を使うと、 <u>全国一律 500 円で配達される。</u></p> <p>郵便料金改定に伴い、「エクスバック」の取り扱いが終了となりました。なお、同様のサービスとして「レターパック」がございますので、右記の通り記載を読み替えてください。</p>	<p>レターパック</p> <p>…厚さ 3cm、重量 4kg 以内であればポストへの投函が可能な「レターバックライト」(360 円)、重量が規定の条件を超えるものは「レターバックプラス」(料金 510 円)を利用する。</p>
136	(3) その他の郵便 ①電子郵便 (レタックス)	文字数に関係なく料金は <u>580 円</u> か <u>900 円</u> の 2 種類 (選ぶ台紙による)。	文字数に関係なく料金は <u>592 円</u> か <u>922 円</u> の 2 種類 (選ぶ台紙による)。 ※押し花や刺繍付きのものを除く。
	(3) その他の郵便 ③郵便書簡 (ミニレター)	1 通 <u>60 円</u> 。全体の重さが 25 g 以内であれば、写真や紙片などを封入してもよい。	1 通 <u>62 円</u> 。全体の重さが 25 g 以内であれば、写真や紙片などを封入してもよい。
138	(5) 主な手数料 料金受取人払の手数料の「その他のもの」	1 枚につき <u>20 円</u>	1 枚につき <u>21 円</u>
	(6) お金を送る場合 ①現金書留	現金書留用の封筒 (有料: <u>20 円</u>) に現金を入れて送る。のし袋を入れることもできるので遠方へお祝いや香典を送るときに利用してもよい。損害要償額が 1 万円以内の場合、 <u>420 円</u> の書留料金が必要となる。	現金書留用の封筒 (有料: <u>21 円</u>) に現金を入れて送る。のし袋を入れることもできるので遠方へお祝いや香典を送るときに利用してもよい。損害要償額が 1 万円以内の場合、 <u>430 円</u> の書留料金が必要となる。
	(6) お金を送る場合 ②郵便為替	・普通為替……現金を普通為替証書に換えて送金する方法。3 万円未満で <u>420 円</u> 、3 万円以上で <u>630 円</u> の発行手数料が必要。	・普通為替……現金を普通為替証書に換えて送金する方法。5 万円未満で <u>430 円</u> 、5 万円以上で <u>650 円</u> の発行手数料が必要。

2. P15 「(1) 企業の種類」につきまして、誠に申し訳ございませんが、記載内容が古い箇所がございました。下記のように読み替えてご利用ください。

頁	該当箇所	改定前	改定後
15	(1) 企業の種類 企業—公企業—国営企業— に続く記載内容	<p>郵政・林野・印刷・造幣</p> <p>※郵政については、第 3 セクター化 (一部事業は完全民営化) が進められることが決定している。</p>	国有林野
	(1) 企業の種類 企業—公企業— に続く記載内容	<p>公団・公庫</p> <p>住宅公団・日本道路公団 国民金融公庫・住宅金融公庫・日本輸出入銀行など</p>	※削除
	(1) 企業の種類 企業—公企業—地方公営企業 に続く記載内容	—上下水道・都営地下鉄・バスなど	—上下水道・都電・バスなど

※最新の正誤情報は、ウイネットホームページ(<http://wenet.co.jp/guide/>)で公開しております。